

# 本別町子ども計画【概要版】（計画の期間：令和7～令和11年度の5年間）

～こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て～

## 基本理念

これまでの「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、本計画においても『こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て』を基本理念とし、こどもが幸せを感じながら健やかに成長する社会、また、子育てのすばらしさを喜び合える社会の形成をめざします。

## 本計画の策定経緯、計画策定の経過

本町ではこれまで、子育て支援に関わる「子ども・子育て支援事業計画」と、母子保健に関わる「母子保健計画」に基づき施策を進めてきましたが、令和5（2023）年4月1日に『すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会』をめざす「こども基本法」が施行され、都道府県や市町村で「こども施策」を進める計画を策定することが努力義務として位置づけられました。

このような国の動きを受け、本町では、新たに策定することとなっていた「子ども・子育て支援事業計画」と「母子保健計画」の内容に、より幅広い「こども施策」を加えた「こども計画」を策定することとしました。

計画策定にあたっては、小学生から40歳未満の若者までを対象としたアンケート、中学生までのお子さんがある世帯へのアンケートを実施し、案を作成しました。また、案の協議にあたっては、子育て支援事業に関わる事業所の代表者、子育てに関する学識経験者のほか、子育て中の保護者で構成されている「本別町子ども・子育て会議」において具体的な意見を頂き、修正や追加を行いました。

## 計画の対象年齢、「こども」「若者」の範囲、表記

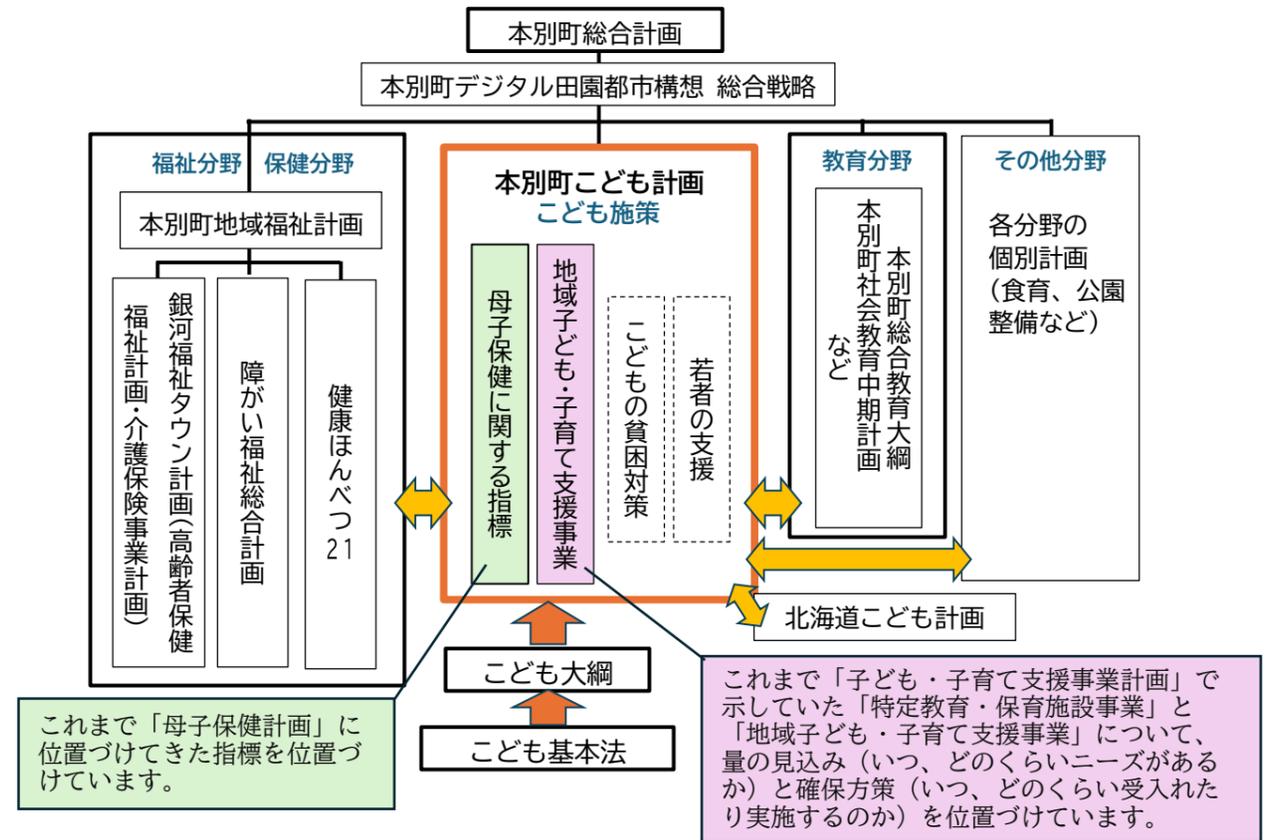
こども基本法第2条で「こども」は「心身の発達の過程にある者」とあり、年齢による定義はありません。「若者」の年齢範囲についても法令上の定義はなく、国が策定した「こども大綱」では、思春期・青年期（中学生～概ね30歳未満）とし、施策によってはポスト青年期<sup>※</sup>も対象とするとしています。

本計画においても、計画の対象は国と同様とし、概ね青年期の若者を対象とする記述については「若者」としますが、青年期以下の年齢や青年期も含め全年齢に概ね関係する記述については「こども」と表記することとします。

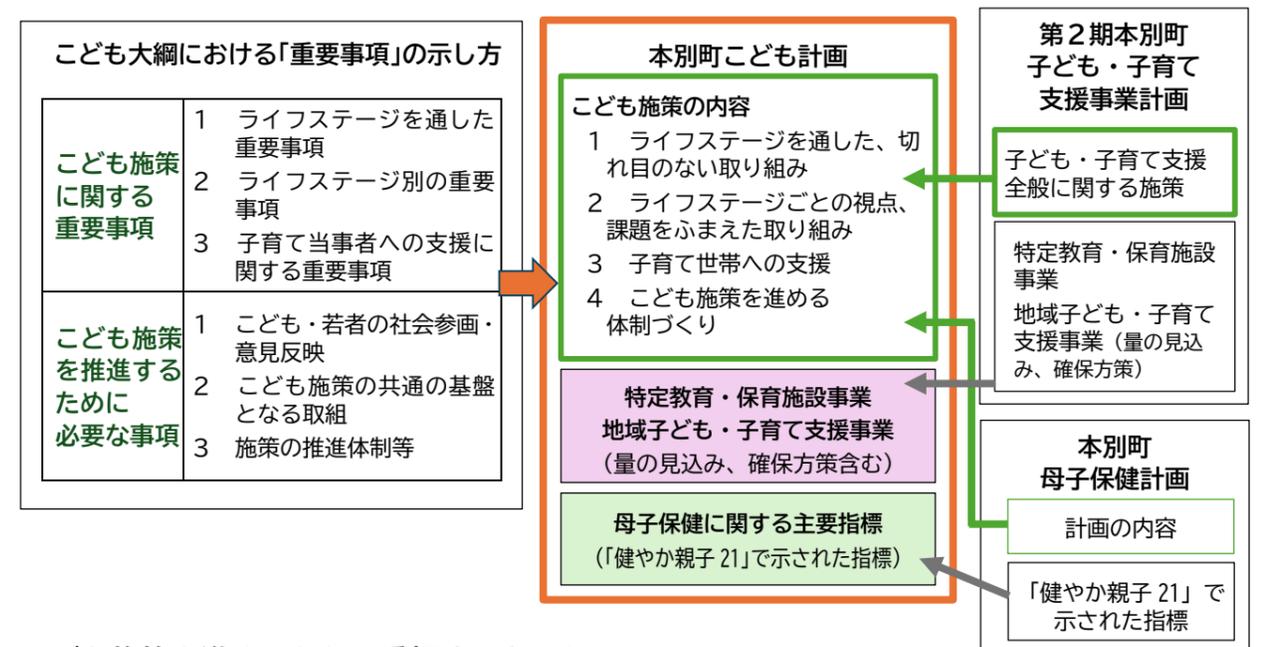


※青年期を終わっても、職業生活や家族形成にスムーズに移行せず、移行するとしても長期間を要する、青年期と成人期の間の期間のことです。

## 本計画の位置づけ



## 計画の構成



## こども施策を進めるうえで重視すべきこと

- 幸福度や自己肯定感が成長段階で低下していくことを防ぐ
- 年齢による切れ目や、制度や分野間の谷間・すき間をなくす
- こどもの意向や目線を意識し、推進していく
- こども施策の充実に向けた、人材の確保に取り組む
- 町全体で、こどもや子育てを見守り応援する

こどもの笑顔は地域の宝 地域で支えるこども・子育て

1 ライフステージを通した、切れ目のない取り組み

- (1) こどもの人権を尊重し、悩みの解決に努めます
- (2) 正しい生活習慣が身につくようにします
- (3) いろいろな遊びや体験ができる場や機会をつくります
- (4) 切れ目のない健康支援、障がい児・障がい者への支援に努めます
- (5) 貧困や介護などであきらめや生きづらさを感じているこどもを支援します
- (6) 犯罪や事故などからこどもを守ります

- ①こどもの人権を尊重し、地域で見守る意識を町全体で高めます  
②こどもに悩みを相談できる場所を伝え、相談しやすくします
- ①食育の推進とともに、食生活をはじめ基本的な生活習慣が身につくように促します  
②読書活動を推進します  
③インターネットを正しく使いこなす能力と安全に利用する意識が身につくように努めます
- ①公園や施設、道路などが安全で、利用しやすいように努めます  
②いろいろな遊びや体験活動ができる機会づくりに努めます  
③国際的な視野を広げ、国際理解を深める機会づくりに努めます  
④持続可能な社会の実現に向けて考え、行動することにつながる機会づくりに努めます  
⑤地域への関心や理解を促す機会づくりに努めます
- ①切れ目なく健康支援が行える環境づくりを進めます  
②病気や障がいに対して必要な支援を行います
- ①生活が困難な状況にあるこどもやその家庭を支援します  
②ヤングケアラーの実態を把握し、支援します  
③社会的養護を必要とするこどもを見守り、こどもへの虐待を未然に防ぎます
- ①こどもに起こりやすい事故を未然に防ぎ、犯罪やトラブル、交通事故から守ります  
②災害時におけるこどもの対処を再確認し備えます  
③こどもの非行を防止します

2 ライフステージごとの視点、課題をふまえた取り組み

- (1) 幼児期までに必要な支援を行います
- (2) 学童期・思春期に必要な支援を行います
- (3) 若者に必要な支援を行います

- ①産前・産後の不安、育児のストレスなどを軽減・解消し、安心して出産、育児ができるよう支援します  
②こどもの健康を守ることができるよう支援します
- ①学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を進めます  
②時代やニーズに応じた教育環境や校務環境の改善に努めます  
③将来について考える機会をつくるとともに、成年年齢を迎える前に必要となる知識や意識を学ぶ教育を行います  
④いじめの未然防止や実態把握に努め、発生した時には的確に対処します  
⑤不登校を未然に防ぐことに努めるとともに、不登校のこどもを支援します  
⑥地域と学校が連携してこどもを育む環境づくりを進めます  
⑦居場所と思える場づくりを進めます
- ①若者が望む就職や働き方を支援します  
②結婚を希望する方の出会いや新生活を支援します

3 子育て世帯への支援

- (1) 家庭や地域における子育てを支援します
- (2) 子育てにかかる経済的負担の軽減に努めます

- ①教育・保育に関わる各種事業を推進し、その充実に努めます  
②仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します
- ①保育や教育に関する経済的負担の軽減に努めます  
②安心して住める住宅づくりを支援します

4 こども施策を進める体制づくり

- (1) こどもの意見反映や活動支援に努めます
- (2) こども施策を進める体制を強化します

- ①こどもや若者の意見を聞き反映させます  
②こどもや若者主体の活動を支援します
- ①こどもやその家庭の状況を把握し、適切な支援が行える体制づくりを進めます